

田川市高齢者スマートフォン購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者のデジタル化に関する格差を解消し、高齢者が社会とつながりを継続できるよう支援することを目的として交付する、田川市高齢者スマートフォン購入助成金（以下「助成金」という。）に関し、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、助成金の交付を受けようとする年度の3月31日（以下「助成年度末」という。）において65歳以上の者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に、この告示に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 過去にスマートフォンを購入したことがないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、スマートフォン本体の購入費、本体用充電器の購入費及び事務手数料とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条の経費の額とし、上限を2万円とする。ただし、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(交付要件)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、申請日までに、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) スマートフォンを新たに購入し、又はフィーチャーフォンから買替えをし、助成申請者の名義において通信契約の上、その機器を使用できる状態にすること。
- (2) 購入したスマートフォンの機能を十分に活用できるよう、市が定める内容を満たすスマホ教室を受講すること。
- (3) 市が運営する田川市公式LINEの友だち追加並びにカタログポケット及びふくおか防災ナビまもるくんのアプリ登録を行うこと。

(交付申請)

第6条 助成申請者は、助成年度末までに、田川市高齢者スマートフォン購入助成金交付申請書（実績報告書）兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、交付額を確定したときは、田川市高齢者スマートフォン購入助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により助成申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、助成申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請、要件の不備その他不正行為により助成金を受領した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定によりなされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。